

平成 29 年度

国立がん研究センター研究開発費
事務処理要領

国立研究開発法人
国立がん研究センター

目 次

I. 国立がん研究センター研究開発費事務処理について

1.	平成 29 年度の業務日程について（予定）	2
2.	研究班の組織について	2
3.	国立がん研究センター研究開発費による研究事業への参加条件について	2
4.	研究計画書提出について	4
5.	交付申請書提出について	5
6.	交付決定等の通知及び委託契約の手続きについて	5
7.	研究事業の開始について	5
8.	国立がん研究センター研究開発費の取扱について	5
9.	国立がん研究センター研究開発費の費目について	6
10.	取得物品の取扱について	11
11.	事業計画の変更について	11
12.	委託契約の解除について	11
13.	研究費の繰越について	12
14.	研究費の精算について	12
15.	収支決算報告について	13
16.	支出証拠書類について	13
17.	特許権等の取扱について	14
18.	研究成果の公表について	14
19.	中間・事後評価研究報告書提出について	14
20.	実績報告書提出について	14
21.	がん研究データベース実績登録について	14
22.	健康危険情報の報告について	15

II. 契約書

III. 事務処理様式集

I

I 国立がん研究センター研究開発費事務処理について

1. 平成 29 年度の業務日程について（予定）

対 象	事 項	日 程
全課題（主任研究者）	内定通知	平成 29 年 3 月中旬
全課題（主任研究者）	交付申請書提出	3 月 31 日
全課題（主任研究者）	交付決定通知	4 月上旬～中旬
全課題（外部研究者）	契約締結	5 月初旬以降
全課題（外部研究者）	概算払い	5 月下旬以降
全課題（主任研究者）	中間・事後報告書提出	12 月初旬
全課題（主任研究者）	中間・事後口演評価会	12 月～1 月
対象課題（主任研究者）	繰越申請書	3 月 10 日
全課題（主任研究者）	実績報告書提出	5 月 31 日
全課題（主任研究者）	収支決算報告書（返金届含）提出	5 月中旬頃
全課題（主任研究者）	交付額確定通知	7～8 月
全課題（主任研究者）	がん研究 D B 実績登録	9 月以降

2. 研究班の組織について

（1）主任研究者

研究課題を総括し、研究事業の遂行に関して全ての責任を負うもの。

（2）分担研究者

主任研究者と研究項目を分担して研究し、かつ自ら主体的に研究費を使用するもの。

（3）研究協力者

国立研究開発法人国立がん研究センター運営費交付金研究開発費（以下、「研究開発費」という。）による研究事業の遂行に協力するもの。（研究費の受給は行わない。）

※主任研究者は国立がん研究センター（以下「センター」という。）の役職員（非常勤職員を含む）であることを原則とする。分担研究者はセンターの役職員以外の研究者も就くことができる。研究協力者は学生も就任することができる。

3. 研究開発費による研究事業への参加条件について

研究開発費の適正な執行を担保するため、研究事業に参加する主任研究者、分担研究者および連携研究者並びにそれらの者が所属する研究機関について、以下の条件を設け

Ver.2017-03

る。

(1) 研究上の不正行為について

ア 公的研究費等の不適正経理等に係る履歴について

過去に受給した公的研究費又は運営費交付金等の基盤的経費その他の省庁の予算の配分又は措置による研究費（以下「公的研究費等」という。）において、本人又は管理及び経理に係る事務を委任された機関において、不適正な管理又は経理を行ったこと又はそれに共謀したこと（以下「不適正経理等」という。）により、公的研究費等の配分機関等から研究費の一部又は全部の返還を命じられたことがある者は、不適正経理等の内容に応じ、以下を目安として、返還を命じられた年度の翌年度以降1から10年間、研究事業に参加できないこととする。

- ・個人の経済的利益を得るために使用した場合 10年
- ・社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断される場合 5年
- ・上記以外の場合 1～4年（ただし、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合は参加制限を科さない。）
- ・自らは直接関与していないものの、補助金を管理する責任者としての義務（善管注意義務）に違反したと認められる場合 1年又は2年（ただし、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された研究者に対して、善管注意義務を怠った場合は参加制限を科さない。）

ただし、不適正経理等が行われた公的研究費等について、当該研究費における当該研究者に係る参加制限等の処分が別に設けられている場合は、国立がん研究センター研究開発費による研究事業においても、それに準じた取扱を行うこととする。

イ 虚偽の申請による公的研究費等の受給に係る履歴について

過去に、公的研究費等の配分機関等に故意又は重大な過失により虚偽の内容を申請するなどして、申請に係る公正な審査を妨げ、公的研究費等を不正に受給したことにより、公的研究費等の配分機関等から研究費の一部又は全部の返還を命じられたことがある者は、返還を命じられた年度の翌年度以降5年間、研究事業に参加できないこととする。

ただし、当該の不正な受給が行われた公的研究費等について、当該研究費における当該研究者に係る参加制限等の処分が別に設けられている場合は、国立がん研究センター研究開発費による研究事業においても、それに準じた取扱を行うこととする。

ウ 研究上の不正行為に係る履歴について

過去に、公的研究費等による研究論文・報告書等において、研究上の不正行為（捏造、改ざん、盗用）があったと認定されたことがある者（研究論文・報告書等の著者でないが、研究上の不正行為（捏造、改ざん、盗用）に関与したと認定されたことがある者を含む。）は、不正行為の程度等により、不正があったと認定された年度の翌年度以降2から10年間、研究事業に参加できないこととする。

Ver.2017-03

また過去に不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文・報告書等の責任者として、注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があると認定された者については、同様に、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降1から3年間、研究事業に参加できないものとする。

ただし、当該不正行為が行われた公的研究費等について、当該研究費における当該研究者に係る参加制限等の処分が別に設けられている場合は、国立がん研究センター研究開発費による研究事業においても、それに準じた取扱いを行うこととする。

(2) 事務委任について

主任研究者及び自ら主体的に研究費を使用する分担研究者の所属機関は、「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について」（平成18年8月31日付 総合科学技術会議決定）において示された指針に準じて、国立がん研究センター研究開発費の経理及び管理事務については、研究者の個人経理（研究者本人が経費支出手続きに直接関わる等）を禁止し、研究費の適正な取扱い及び管理体制の確保が図られていること。

(3) 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成27年1月16日科発0116第1号厚生科学課長決定）への対応について

主任研究者及び分担研究者が所属する研究機関は、「厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成27年1月16日科発0116第1号厚生科学課長決定）に基づく規程、体制の整備等を行っていること。

(4) 利益相反（COI）管理について

ア 国立がん研究センター所属研究者の場合

国立がん研究センター利益相反管理規定を遵守し、COI管理委員会の承認を受けなければならない。

イ 国立がん研究センター以外に所属する研究者の場合

所属施設の利益相反管理規定を遵守し、COI管理委員会の承認を受けなければならない。

ただし、所属施設において利益相反管理定めておらず、またはCOI委員会が設置されていない場合は、その所属機関長から理事長に対し、当該研究者のCOI管理を依頼することができる。また理事長はその所属機関長に対し、COIについて指導、管理を要請することができる。

4. 研究計画書提出について

研究開発費の交付を受けようとする主任研究者自らが、研究の概要等について、評価を受けるために国立がん研究センター理事長（以下「理事長」という）に提出する。この際、新規に研究課題を計画するものは研究開発費研究計画書様式「様式1」を使用し、

Ver.2017-03

前年からの継続による研究課題を計画するものは研究開発費研究計画書様式「様式2」を使用する。計画書の提出時期および作成要領についてはその都度定める。

5. 交付申請書提出について

研究課題の内定通知を受けた主任研究者は、理事長に交付申請書を提出し研究計画の承認を得るものとする。交付申請書様式は統合様式である研究開発費交付申請書様式「様式2」を使用する。申請書の提出時期および作成要領については別途定める。

6. 交付決定の通知及び委託契約等の手続きについて

理事長は提出された交付申請書を承認した場合には、主任研究者宛に交付決定通知を行う。交付決定通知後、外部機関所属の所属機関または研究者と委託契約書により契約を締結する。ただし委託契約の対象は分担研究者とし、連携研究者とはこれを実施しない。理事長は、研究費の総額を受託者の請求に基づき支払う。

7. 研究事業の開始について

ア センター所属の研究者の場合

研究者は、前記の交付決定通知日よりその研究開発事業を開始することができる。

イ 外部機関所属の研究者の場合

研究者は、前記の委託契約の締結日よりその研究開発事業を開始することができる。ただし、継続班の場合は、4月1日から委託契約金の支払日まで、新規班の場合は、交付決定通知日から委託契約金の支払日までの間に行った事業については実施したものとみなし、立替払いができる。

8. 研究開発費の取扱について

研究開発費の管理、経理および支出を以下のとおりとする。

(1) センター所属研究者の場合

運営費交付金としての受入であり、センター会計規程等及び当事務処理要領を遵守し、適正に管理・執行しなければならない。

(2) 外部機関所属研究者の場合

ア 研究者の所属する機関において定める、公的研究費の管理方法の規程等及び当事務処理要領を遵守し、適正に管理・執行しなければならない。

イ 研究開発費の収支を明らかにする帳簿を備え、受け払いの都度記帳し各研究者の配分額の内訳及び残高が把握できるよう管理しなければならない。

ウ 研究開発費は現金で保管してはならない。

エ 所属機関の預金口座を使用せず、専用の預金口座を開設し使用する場合には、

Ver.2017-03

預金利息は本研究費に充当する。

また、預金利息が生じる口座を開設している場合は、当該年度末（3月31日）までに必ず解約すること。

ただし、預金利息が生じない預金口座を開設している場合には、最終年度を除き解約を要しない。

預金口座名義は特に定めはしないが、以下のように課題、研究者名が特定できるようにすることが望ましい。

「国立がん研究センター研究開発費 課題番号 研究者氏名」

オ 研究開発費の支出は所属機関の会計規程等により適正に行い、必ず支出の根拠を示す支出証拠書類を備えなければならない。

カ 研究開発費の支払日付は、原則として預金通帳の振出日と一致することとする。また支払日は所属機関の取扱いにより適正に行い、数ヶ月分を一括して支払ったり、年度終了間際に多額の支払いを行うことのないように注意する。

キ 研究開発費に係る物品の納品・検収、役務の提供等については、当該年度内に終了しなければならない。また、支出についても、当該年度内に終了しなければならない。ただし、物品の納品、役務の提供等に関する支出の請求が翌年度の4月以降に行われる場合は、この限りでない。

9. 研究開発費の費目について

研究開発費の経費は「備品費」「消耗品費」「人件費」「謝金」「旅費」「委託費」「その他」に区分されており、その用途は次の通りとする。

「備品費」

- (1) 研究に必要不可欠な研究機器等と判断できる物品であり、その性質上、原型のまま1年以上を目安として長期の反復使用に耐えうるもの。かつ価格が20万円以上のものを備品費に計上する。
- (2) 研究上の必要性が確認できれば、パソコン・スキャナ・プリンター等のOA機器の購入も妨げない。ただしその際には、研究上の必要性を確認するために、購入理由を書面にて支出証拠書類に添付し、各所属機関における一定の承認プロセスを経ていなければならない。
- (3) 複数の研究班において共有する備品については、使用割合に応じた按分により支出することができる。
- (4) 所有権の移転を伴う賃貸は認めない。
- (5) その他以下に注意して支出しなければならない。

ア センター所属研究者の場合

- ・ 国立がん研究センター会計規程及び固定資産管理細則等を遵守しなけれ

Ver.2017-03

ばならない。

- ・センター契約審査委員会の審査対象となる備品は、当委員会の承認を得た品目のみ購入できる

- ・「11.取得物品の取扱について」のとおり、購入した備品は、センターの資産となるため、管理等はセンターの基準に従う、なおセンターの管理台帳で管理されない20万円未満の備品に関しては研究者が管理する。(ただし20万円未満の備品は消耗品として計上する。)

イ 外部機関所属研究者の場合

- ・研究者の所属する機関において定める、公的研究費の管理方法の規程等を遵守しなければならない。

- ・「11.取得物品の取扱について」のとおり、購入した備品は、所属機関の資産となるため、管理等は所属機関の基準に従う。

「消耗品費」

(1) 物品の性質上、使用するに従い消費され、1年以上を目安とする長期使用に適さないもの。ただし購入価格が20万円未満ならば備品相当の性質のものであっても消耗品費に計上する。

(2) 購入にあたっては使用目的を勘案した上で最も安価なものを選択することは当然であるが、計画的に執行し、同一品目を短期間に数回にわたって購入するようなことは避けなければならない。また研究上の必要性が疑われやすい品目を購入する際には、購入理由を書面にて支出証拠書類に添付し、各所属機関における一定の承認プロセスを経ているなければならない。

(3) 以下に消耗品費により購入される物品を例示する。

ア 研究用の消耗機材、薬品、試薬、動物及び試料

イ 謝品（プリペイドカード等）、既製ソフト、各種フィルム類、文房具、各種事務用品

ウ 雑誌、パンフレット等

(4) その他以下に注意して支出しなければならない。

ア センター所属研究者の場合

- ・国立がん研究センター会計規程等を遵守しなければならない。

イ 外部機関所属研究者の場合

- ・研究者の所属する機関において定める、公的研究費の管理方法の規程等を遵守しなければならない。

「人件費」

(1) 支給対象者は、臨床研究に関する倫理指針等を遵守し実践する研究の遂行上

Ver.2017-03

不可欠な高度な専門知識を有する者（主任研究者及び分担研究者には支給できない）及び研究補助者もしくは事務補助者とする。

- (2) 人件費の範囲及び雇用条件は、各所属機関の規程によるが、雇用契約期間については、最長で1年間とし、年度を越えての雇用は認めない。
- (3) 人件費受領者所得税の取扱については、所得税法（昭和40年法律第三十三号）に基づき源泉徴収を行うなど適切に処理しなければならない。やむを得ず源泉徴収を行うことができない場合においては、所得税法に定める確定申告を支給対象者が行う必要があるので、人件費支給者は給与支払い証明書を交付し、所定の手続きを行うよう支給対象者に指導しなければならない。
- (4) 支給対象者の雇用にあたっては、労災保険、雇用保険、社会保険等法令等で加入が必要なものに対しては、雇用主自らが必要な手続き等を適正に行うことを雇用の要件とする。
- (5) 人件費の支給等については、以下のとおりとする。
 - ア センター所属研究者の場合
センター非常勤医師及び研究員給与規程、非常勤職員給与規程、非常勤職員就業規則等関係規程に従う。
 - イ 外部機関所属研究者の場合
所属機関の給与規程、就業規則等関係規程に従う。

「謝金」

- (1) 謝金は、ある特定の用務の提供に対して継続的な雇用関係のないものに謝礼として支払うものであり、主任研究者及び分担研究者には支給できない。
※センター職員（常勤・非常勤）の場合には謝金の支給は不可。
※※支給対象者が国家公務員等となる場合は、原則その者が勤務時間外である場合に限り支給対象となるので留意されたい。
- (2) 所得税法に基づき源泉徴収を行うなど適切に処理しなければならない。詳細については所轄の税務署に問い合わせられたい。
- (3) 支出対象は各所属機関で判断し、諸謝金支出基準に従って適切に行わなければならない。
- (4) 以下に謝金の対象となる用務の例を記載する。
 - ア 医師、臨床検査技師等特殊取扱技術者を対象とし、研究資料及び調査資料の作成、解析研究に必要な用務を依頼する場合等（医師、検査技師、研究員等特殊技術者が対象）
 - イ 口演、討議等のため招聘する場合

ウ アンケート記入等の研究協力を行う場合

エ 治験被験者に支払う謝金は、被験者負担軽減費として、国立がん研究センターでは受託研究取扱規程に準じて取り扱う。

「旅費」

(1) 国内旅費

ア 支給対象者は、研究に直接必要な旅行（資料収集、各種調査、研究打ち合わせ、班会議、情報収集等が目的の国内学会等）を行う主任研究者、分担研究者、研究協力者及び主任研究者もしくは分担研究者が招聘する講師等とする。

イ センター所属の場合は、センター旅費規程により支給する。

ウ 外部機関所属の場合は、各所属機関の定める規程のとおりとする。（定めが無い場合には、国家公務員の旅費に関する法律（旅費法）を参考とし、所属機関にて定めるものとする。）

エ 主任研究者主催の班会議で発生する分担研究者の旅費は主任研究者から分担研究者に配分された研究開発費で支出してもよいものとする。

(2) 外国旅行

ア 支給対象者は、研究に直接必要な旅行（当該研究上必要な専門家会議、情報交換及び現地調査又は国際学会）を行う主任研究者、分担研究者、研究協力者（所属長の許可が要件）とする。

イ センター所属の場合は、センター旅費規程により支給する。

ウ 外部機関所属の場合は、各所属機関の定める規程のとおりとする。（定めが無い場合には、国家公務員の旅費に関する法律（旅費法）を参考とし、所属機関にて定めるものとする。）

エ 出発前の各所属機関が定める期日までに所定の手続きを行わなければならない。

「委託費」

(1) 委託費は、全体研究計画のうち、主任研究者又は分担研究者において実施することが不可能な研究内容について、研究費の範囲内で、研究事業の一部を他の研究機関等に委託して行わせるために必要な経費である。従ってセンター所属研究者以外は原則として再委託を行うことができない。

(2) 委託契約額が研究班全体の配分額のうち50%を越える場合には、理由書を提出し理事長の承認を得なければならない。

- (3) 委託契約を締結する場合においては、契約書のほか「仕様書」を必ず作成しなければならない。
- (4) 個人との委託契約は認めない。
- (5) 年間100万円を超える契約は原則として入札を行うこと。

「その他」

「その他」に計上される項目を以下に例示する。

- (1) 会議費
 - ・研究に必要な班会議等の会合に要する経費
 - ・茶・菓子(500円までを目安)、弁当代(1,500円程度までを目安)は必要最小限にとどなければならない。
 - ・弁当代は、やむを得ず昼食時間等にまたがって会議を開催しなければならない場合に限ること。
- (2) 会場借上費
 - ・班会議等会議のための会場借上費
 - ・会場の選定に当たっては、各研究者の所属機関内の会議室、公的施設、最も低廉な価格で利用できる施設の順で選定しなければならない。
- (3) 通信運搬費
 - ・切手、ハガキ、電話電報等通信費、運送料等
 - ・郵便は後納郵便扱いとするなど送付先、送料および件数が管理されていなければならない。返信用等に添付するなどで切手を使用する場合も同様に、送料、使用者、使用枚数が管理されていなければならない。
- (4) 印刷製本費
 - ・研究報告書、研究資料、アンケート用紙等の印刷、製本費、論文別刷
- (5) 複写料
 - ・コピー等の複写料、ビデオダビング料
- (6) 機器修理費
 - ・本研究のために使用する機器の修理費
- (7) 雑役務費
 - ・投稿料、使用料、借上料、検索料、銀行等振込手数料、英文校正料、翻訳料、測定料、検査料、スライド作製料、病理標本作製料、国内又は国外で行われる学会参加費、学会年会費、臨床研究倫理指針に基づく補償保険料、相談料、顧問料その他、雑役務費に支出することが適当と認められるもの

* 学会参加費の支給対象者は、主任研究者、分担研究者及び研究協力者とす

Ver.2017-03

る。プログラム等を証拠書類に添付すること。

※学会年会費については、当概研究を遂行するにあたり、新規に学会に所属する必要が生じた場合には、該当研究の研究期間のみ支出を可能とする。新規申込書等を証拠書類に添付すること。支給対象者は学会年会費同様とする。

(8) 委託事業に係る消費税相当額

・外部機関所属研究者との委託契約は、消費税法上の「役務の提供」に該当するため、委託契約額の総額に対して消費税の課税対象となり、非課税・不課税取引の経費について消費税見合分が必要となる。

10. 取得物品の取扱について

- (1) 研究開発費により取得した物品は、各所属機関の会計規程等関係法規に反しないよう「善良な管理者の注意」をもって適切に管理し、研究終了後は各所属機関の定めに従うこととする。

※研究期間終了後、他の類似する研究課題に用いることを妨げない。

- (2) 研究開発費研究事業の目的に反して使用してはならない。

- (3) センターにおいては、運営費交付金からの受け入れのため、センター所有物品となり、各研究期間終了後の外部への持ち出しは原則禁止とする。ただし、研究期間終了後、他の類似する研究課題に用いるため一時的に外部へ持ち出す場合は、この限りではない。

11. 事業計画の変更について

主任研究者は、次の事項に変更等が生じた場合は速やかに理事長に申告し、承認を得なければならない。

ア 研究者の所属機関等に変更が発生した場合

イ 研究者が変更するなどの研究組織の変更が発生した場合

ウ 研究班における研究者間の研究費配分額を変更する必要があるが発生した場合

エ 研究班全体の研究費配分額の経費割合に30%以上の増減があった場合

12. 委託契約の解除について

次の場合には、契約書の規定により委託契約を解除又は変更し、契約金の一部又は全部を支払わないこと、又は契約金を支払った場合には契約金の一部又は全部の返還をさせることができるものとする。

ア 当概研究期間中に「3. 国立がん研究センター研究開発費による研究事業へ

Ver.2017-03

の参加条件に定める条件」に合致しなくなったとき。

イ この契約に違反したとき。

ウ この研究事業を遂行することが困難であると理事長が認めたとき。

エ 研究事業による研究論文・報告書等において、研究上の不正行為（捏造、改ざん、盗用）があったことが明らかになったと理事長が認めたとき。

オ 国立がん研究センター研究開発費研究計画書又は交付申請書において、故意又は重大な過失により虚偽の記載を行ったことが明らかになったと理事長が認めたとき。

カ 研究者から研究の遂行に関し辞退があったとき。

キ その他やむを得ない事情により、この研究事業の遂行が困難になったとき。

1 3. 研究費の繰越について

- (1) 繰越の対象となるのは、当該年度の研究計画において計画時には予想し得なかった要因による場合、かつ、翌年度内に完了する見込みのあるものであること。従って、単に研究開発費の余剰が生じたという理由による繰越は認めない。
- (2) 繰越の手続きについては、研究班を代表して主任研究者が理事長に申請し承認を得ることとする。なお申請期日は別途定めることとする。
- (3) 繰越が承認された場合、申請理由に反する支出は認められず、また翌年度の研究経費とは厳密に区別して管理しなければならない。
- (4) 繰越した経費の再繰越は、原則認めない。
- (5) 当初の研究期間を超える期間の繰越は、原則認めない。

1 4. 研究費の精算について

研究者は、研究費配分を受けた金額の収支について翌年度の4月中旬までに額を確定し、主任研究者を通じて理事長に報告する。理事長は交付額を確定させた時点で主任研究者に対し、交付額確定通知書を発行する。外部機関所属研究者が概算払いを受けた金額に剰余を生じた場合は、理事長の指示にしたがって返納しなければならない。

※センターに所属する研究者はセンター口座による一括管理を行っているため、返金の手続きはとくに発生しない。

※※「8. 研究開発費の取扱について」(2) -エ のとおり、預金利息は研究費に充当するものであるが、未使用の預金利息があった場合には、返金の対象とはならないので、所属機関において適切に処理を行わなければならない。

Ver.2017-03

15. 収支決算報告について

分担研究者またはその所属機関は、主任研究者が指示する期日までに収支決算報告を行わなければならない。

主任研究者は、研究終了後2ヶ月以内又は翌年5月31日のいずれか早い時期までに班全体の研究開発費収支決算報告書を取り纏めのうえ、理事長に提出しなければならない。

※収支決算報告書は「様式3」を使用する。作成要領等は別途定める。

16. 支出証拠書類について

(1) センター所属研究者の場合

センター会計規程等に基づき担当部署にて作成・受領・保管等を行う。

(2) 外部機関所属研究者の場合

作成等は所属機関の規程等の定めによるが、5年間の保管を要する。ただし、収支決算報告時に理事長に対して原本を提出した場合はこの限りではない。

所属機関における定めがない場合は、下記を参考とされたい。

「備品費」

見積書、合見積書、契約書、納品書、請求書、仕様書（カタログ書）、振替伝票等支払の証明となるもの

「消耗品費」

見積書、合見積書、契約書、納品書、請求書、振替伝票等支払の証明となるもの

「人件費」

勤務時間管理簿、支払を確認できるもの、支給額の格付を証明するもの、用務等支給対象事項で参考となる関係書類

「謝金」

出務整理簿、支払を確認できるもの、支給額の格付を証明するもの、用務等支給対象事項で参考となる関係書類

「旅費」

旅費概算・精算請求書、旅行命令簿、旅行日程表、復命書、請求書（領収書）、半券、宿泊施設領収書、用務等支給対象事項で参考となる関係書類

「委託費」

見積書、合見積書、契約書、納品書、請求書、仕様書、振替伝票等支払の証明となるもの

「その他」

見積書、合見積書、契約書、納品書、請求書、仕様書、振替伝票等支払の証明となるもの

17. 特許権等の取扱について

(1) センター所属研究者の場合

センター職務発明規程の定めるところとする。

(2) 外部機関所属研究者の場合

研究事業を行った結果、発明等（発明、考案、意匠）の創作がえられ、かつ特許権等の知的財産権を得た場合には、特許公報等の当該知的財産権の設定を公示した文書の写しを添えて、理事長に報告しなければならない。なお取得した特許権等の権利の行使は、委託契約書の定めるところとする。

18. 研究成果の公表について

研究者は研究事業の成果を公表または刊行するときは、次の通り研究開発費による成果である旨を明記しなければならない。

ア 和文例

「国立がん研究センター研究開発費（研究課題番号）による研究成果」

イ 英文例

「This work was supported in part by The National Cancer Center Research and Development Fund（研究課題番号）.」

19. 中間・事後評価研究報告書提出について

主任研究者は中間・事後評価を受けるため、中間・事後研究報告書を提出することとする。中間・事後研究報告書は統合様式である研究開発費実績報告書様式「様式2」を使用する。提出時期および作成要領については別途定める。

20. 実績報告書提出について

主任研究者は研究事業の実績を報告するため、実績報告書を提出することとする。実績報告書は統合様式である研究開発費実績報告書様式「様式2」を使用する。提出時期および作成要領については別途定める。

21. がん研究データベース実績登録について

主任研究者から提出された前記の実績報告書はセンター公式HP内の「がん研究データベース（<http://crdb.ncc.go.jp/search/>）」において、一般公開するものとなることを十分に留意されたい。公開の時期、要領等は別途定める。

2 2. 健康危険情報の報告について

「健康危険情報の取扱いについて」（平成9年7月11日政医第230号）及び「健康危険情報の取扱いについて」（平成18年7月19日医政病第0719004号）に基づき、研究開発費により研究を実施している研究者が、国民の生命、健康に重大な影響を及ぼす情報（以下「健康危険情報」という。）を把握した場合には、各主任研究者から速やかに国立がん研究センター研究支援センター研究管理部研究管理課長、厚生労働省大臣官房厚生科学課健康危機管理調整官（FAX 03-3503-0183）まで同時に連絡するものとする。

なお、報告内容については所属機関の健康危険情報管理者にも速やかに報告を行う。

委託研究契約書

国立研究開発法人国立がん研究センター国立がん研究センター研究開発費の研究事業（以下「委託事業」という。）を実施するため、委託者 国立研究開発法人国立がん研究センター理事長 中
釜 齊（以下「甲」という。）と、受託者 _____長〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、次の条項により契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（委託事業内容）

第1条 乙は、次の委託事業課題のうち、分担研究課題（以下「本課題」という。）を実施し、その研究の成果を甲に報告するものとする。

委 託 事 業 課 題

主任研究課題

主任研究者名（所属）

分担研究課題

分担研究者名（所属）

（信義、誠実）

第2条 甲及び乙は、本契約に定める条項について、信義に従い誠実に履行するものとする。

（研究の実施）

第3条 乙は、本課題を実施するに当たっては、甲により承認された国立がん研究センター研究開発費研究計画・交付申請書の研究として、第1条の分担研究者において実施するものとする。

（契約金）

第4条 甲は、本課題の直接経費として金 _____円（消費税額及び地方消費税額含む。）（以下「契約金」という。）を乙に支払うものとする。間接経費は支払わないものとする。

2 前項の消費税額及び地方消費税額は消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び72条の83の規定に基づき、研究開発費に108分の8を乗じて得た額とする。

3 乙は、甲が別途指定する様式にて請求書を作成し、甲にこれを送付する。

4 甲は、前項の請求書を受領した日の属する月の翌月末日までに、当概請求書に記載された契約金を乙に支払うものとする。

（報告義務）

第5条 乙は、甲から本課題についての必要な報告を求められた時は、速やかにこれを行うものとする。

2 乙は、本課題についての研究成果等（委託事業に基づき得られた発明、考案、意匠等の技術的成果及び知的財産権を含み、以下「本成果」という。）が得られた場合には、遅滞なく、甲にその旨を報告するものとする。

（立入り調査及び契約金の返還）

第6条 甲は、本課題について、必要な場合には乙の施設に対し、甲又は甲が委任した者による立入り調査を行うものとする。

2 甲は、契約金の経理上乙に重大な不正が認められた場合は、契約を解除又は変更し、乙に対して、契約金の一部又は全部を支払わないことができ、第4条第1項の規定により契約金を支払っ

た場合には契約金の一部又は全部の返還を求めることができるものとする。

- 3 乙は、前項の理由により甲より契約金の返還を求められた場合は速やかに返還しなければならない。
- 4 乙は、前項の契約金の返還を行う場合、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第19条の規定に準じ、第17条に定める委託期間の開始日から起算して返還の日までの日数に応じて、当該返還額につき年10.95%で計算した加算金を甲へ支払うものとする。

（研究成果の公表）

第7条 甲及び乙は、第8条の規定を遵守したうえで、本成果を公表することができるものとする。

- 2 本成果の公表が、知的財産権取得等の業務に支障をきたすおそれがある場合には、甲乙協議してその対応を決定するものとする。

（秘密の保持）

第8条 甲及び乙は、本課題によって知り得た相手方の秘密情報（以下「秘密情報」という。）を第三者に漏洩してはならない。但し、次のいずれかに該当する情報についてはこの限りではない。

- 一 開示を受け又は知得した際、既に自己が保有していたことを証明できる情報
 - 二 開示を受け又は知得した際、既に公知となっている情報
 - 三 開示を受け又は知得した際、自己の責めによらずに公知となった情報
 - 四 正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる情報
 - 五 相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得していたことを証明できる情報
 - 六 裁判所の命令又は法律の規定に基づき、開示が強制された情報
 - 七 書面により事前に相手方の同意を得た情報
- 2 甲及び乙は、秘密情報を本課題の実施の目的以外に使用してはならない。
 - 3 前二項は、本契約終了後3年間有効とする。但し、甲乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができる。

（成果・特許権等の帰属）

第9条 乙は本成果に係る資料を備え、善良な管理者の注意をもって管理するものとする。

- 2 本成果（委託事業に基づき得られた発見、考案、意匠等の技術成果を言う。以下本状において、「発明等」という。）に係る特許権その他の政令で定める権利（以下「特許権」という。）は甲に帰属する。但し、乙が次の各号のいずれにも該当する場合には、甲は特許権等を乙に帰属させることができるものとする。
 - 一 乙は、発明等が得られた場合には、遅滞なく、甲にその旨を報告すること。
 - 二 乙は、甲が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で特許権等を利用する権利を甲に許諾すること
 - 三 乙は、特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、特許権等を利用する権利を第三者に許諾すること
 - 四 乙は、特許権等を移転しようとするときは、あらかじめ甲の承認を受けること

（準用）

第10条 前条の規定は、次の権利について準用する。

- 一 実用新案登録を受ける権利及び実用新案権
- 二 意匠登録を受ける権利及び意匠権
- 三 種苗法(平成10年法律第83号)に規定する品種登録を受ける権利及び育成者権
- 四 著作権法(昭和45年法律第48号)に規定するプログラムの著作物又はデータベースの著作物
- 五 第一号から前号までに掲げる権利の対象とならない技術・情報のうち秘匿することが可能で財産的価値があるものであって、甲及び乙が特に指定するものを使用する権利

(経理及び管理に係る事務)

第11条 乙は、契約金の経理及び管理に係る事務について、次の各号に示す事項を行わなければならない。

- 一 国立がん研究センター研究開発費事務処理要領及び乙の施設の規約に則り、契約金の管理及び経理に係る事務を適正に行うこと
 - 二 第1条の分担研究者が契約金の経費支出手続きに直接関わらない体制を確保すること
 - 三 当該事務を経理に関する十分な知識と経験を有する者に業務として行わせること
 - 四 甲が主任研究者を通じて乙に契約金の経理及び管理体制に関して助言・指導を行った場合、その対応について乙は遅滞なく対応すること
 - 五 「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について」(平成18年8月31日 総合科学技術会議決定)等に準じて、国立がん研究センター研究開発費が適正に執行されるための体制整備を行うこと
 - 六 乙は、甲の求めに応じ、当該事務に関する内部監査を行い、その結果を甲に報告すること
- 2 乙は、「厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成27年1月16日科発0116第1号厚生科学課長決定)に基づく規程、体制の整備等を行わなければならない

(取得物品の管理)

第12条 乙は、本課題を実施するため、契約金により取得した物品を善良な管理者の注意をもって管理するものとする。

2 前項の物品は、原則乙の施設に帰属するものとする。

(契約の解除又は変更)

第13条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは本契約を解除又は変更し、契約金の全部若しくは一部を支払わないことができるものとする。

- 一 本契約に違反したとき
 - 二 本課題を遂行することが困難であると甲が認めたとき
 - 三 第17条に定める委託期間中に委託事業の条件に合致しなくなったとき
 - 四 本成果に係る研究論文・報告書等において、研究上の不正行為(捏造、改ざん、盗用)があったことが明らかになったとき
 - 五 国立がん研究センター研究開発費研究計画・交付申請書において、故意又は重大な過失により虚偽の記載を行ったことが明らかになったと甲が認めたとき
- 2 乙は、乙が前項の各号の一に該当することを知ったときは、その旨を甲に遅滞なく報告しなければならない。
- 3 甲は、第1項第一、四、五号の規定により本契約の解除又は変更を行った場合には、乙に第4

条第1項の規定により支払った額の全部又は一部を返還させることができるものとする。

- 4 乙は、第1項第一、四、五号の理由により、前項の契約金の返還を行う場合、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第19条の規定に準じ、第17条に定める委託期間の開始日から起算して返還の日までの日数に応じて、当該返還額につき年10.95%で計算した加算金を甲へ支払うものとする。

（帳簿の保管）

第14条 乙は、第11条における契約金の経理及び管理に関する事務に関し、この契約金を他の経理と区分して経理をするとともに契約金の収支を明らかにする帳簿を備える他、その収支を証明する証拠書類を事業終了後5年間整理保管するものとする。但し、第15条により証拠書類の原本を甲に提出した場合はこの限りではない。

- 2 乙は、甲から証拠書類の提出を求められた場合は、これを提出しなければならない。

（収支決算報告）

第15条 乙は、本課題の終了後、主任研究者の指定する期日までに収支決算報告書を作成し、主任研究者を通じて甲に提出するものとする。

（精算）

第16条 乙は、精算の結果、第4条第1項の規定により支払いを受けた額に剰余を生じた場合には、その剰余金を甲の指示に従って返納するものとする。

- 2 甲は、精算の結果、その金額が契約金額を超過している場合も、契約金額を超える精算は行わない。

（契約の期間）

第17条 本課題の委託期間は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までとする。但し、委託期間から契約金の入金までの間に行った事業については、本契約により実施したものとみなし、立替払ができることとする。

- 2 本契約終了後においても、第6条から第10条、第13条から第16条の規定は、当該条項に定める期間又は特許権等の対象事項の権利存続期間において有効に存続する。

（事故報告）

第18条 乙は、本課題が予定の期間内に完了しない場合、又は本課題の遂行に重大な支障を来し、若しくは来すおそれのある事故等が発生した場合には、主任研究者を通じて速やかにその旨を甲に報告し、その指示を受けなければならない。

（管轄裁判所）

第19条 本契約に係る紛争に関する訴訟は、被告の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（疑義の協議）

第20条 本契約に定めのない事項については、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

（遡及効）

第21条 本契約は、締結日にかかわらず、第17条で定める研究期間に遡り、効力を生じるものとする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を所持するものとする。

平成29年4月1日

甲 東京都中央区築地五丁目1番1号
国立研究開発法人
国立がん研究センター
理事長 中釜 斉

乙

平成〇〇【対象年度を記載してください。】年度国立がん研究センター研究開発費

研究計画・交付申請書／研究報告書

平成〇〇年〇〇月〇〇日【提出日を記載してください。】

【内容を更新した場合は最新の目付としてください。】

国立がん研究センター理事長 殿

所属

国立がん研究センター〇〇〇〇〇〇

主任研究者氏名

[illegible]

1. 主任研究者名 (所属)

〇〇 〇〇 (国立がん研究センター〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇)

2. 研究課題名 (課題番号)

[illegible]

(00-A-00)

【内定通知を確認し記載をお願いします。】

3. 研究の分類・属性

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

4. 研究の概要

(非公開用)

[illegible]

【1,500 字以内】

(公開用)

[illegible]

【1,500 字以内。非公開と同一の場合は、「非公開用と同文」と記載してください。】

5. 研究經費

(単位：千円)

【必要に応じて、百円単位で四捨五入し千円単位で記載してください。また、記載の際には桁数カンマを付けてください。】

年 度	研究経費	内 訳						
		備品費	消耗品費	人件費	謝金	旅費	その他	委託費
平成〇〇年度	**, ***	*, ***	*, ***	*, ***	***	***	***	*, ***
平成〇〇年度	**, ***	*, ***	***	*, ***	***	*, ***	***	*, ***
平成〇〇年度 繰越額	***		**				***	
平成〇〇年度	*, ***	*	*, ***	*, ***	***	***	***	*
総 計	**, ***	*, ***	*, ***	*, ***	***	*, ***	*, ***	*, ***

*平成**年度返金：***（千円） 平成**年度自己資金：**（千円）

- * 預金利息、自己資金の充当をした場合は欄外に「年度、金額（千円）百円単位四捨五入」を記載すること。
* 繰越額がある場合は、「平成〇〇年度繰越額」欄を追加し、必要事項を記載すること。
* 内訳の備品費、委託費は、14. 備品費の内訳、15. 委託費の内訳による。
* 研究者毎の内訳は、別紙 2-A による。

【研究経費について】

当該年度は内定通知額、前年度以前は収支決算報告額、次年度以降は予定希望額を記載してください。】

第1年次

(研究費の必要性)



【形式指定なし。目的・効果などを踏まえて、具体的な記載してください。ただし、研究費全体の50%を占める費目がある場合は必ずその理由を記載してください】

(研究費の支出概要)

[illegible]

【形式指定なし。当概年度から提出時点までの費目別の主な使途を記載してください。】中間・事後評価の際に記載してください。随時情報を更新してください。

第2年次

(研究費の必要性)

[illegible]

【形式指定なし。目的・効果などを踏まえて、具体的な記載してください。ただし、研究費全体の50%を占める費目がある場合は必ずその理由を記載してください】

【形式指定なし。当概年度から提出時点までの費目別の主な使途を記載してください。】中間・事後評価の際に記載してください。随時情報を更新してください。

【形式指定なし。目的・効果などを踏まえて、具体的な記載してください。ただし、研究費全体の50%を占める費目がある場合は必ずその理由を記載してください】

【形式指定なし。当概年度から提出時点までの費目別の主な使途を記載してください。】中間・事後評価の際に記載してください。随時情報を更新してください。

【1,500 字以内】

【文字数指定なし】3年次中間・事後報告の際に記載してください。

[illegible]

第1年次

[illegible][illegible]

第2年次

[illegible][illegible]

第3年次

Ver.2017-01

全期間（第3年次評価時点）

[illegible]

【文字数指定なし】3 年次中間・事後報告時に記載してください。全期間の研究に対する研究成果と考察を記載してください。

全期間（研究終了時）

○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○

○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○。

【文字数指定なし】研究終了時に記載。全期間の研究に対する研究成果と考察を記載してください。

10. 前年度の研究計画からの主な変更点とその理由 **【変更点がある場合のみ記載】**

内定通知書に記載された配分予定額の範囲内で研究を実施するために変更した点、事前または中間・事後評価結果により修正した点などを記載してください。

第1年次

[illegible]

【文字数指定なし】随時情報を更新して最新の状態で提出してください。

第2年次

[illegible]

【文字数指定なし】随時情報を更新して最新の状態で提出してください。

第3年次

[illegible]

【文字数指定なし】随時情報を更新して最新の状態で提出してください。

1 1. 倫理面への配慮

[illegible]

【文字数指定なし】

12. 本研究に関連する、本研究期間中の主な論文・学会発表等

【提出時には最新の状態としてください。記載すべき項目がない場合は、「記載なし」と記載してください。】
随時情報を更新してください。

研究開始以前のものです。特記すべきもの

(雜誌論文)

- ・ 国立がん研究センター研究開発費による成果であることが記載されているもの

- ・ 国立がん研究センター研究開発費による成果であることが記載はないが、関連するもの

[illegible]

(書籍)

[illegible]

(知的財産権)

[illegible]

(政策提言 (寄与した指針等))

[illegible]

(その他)

第1年次

(雜誌論文)

- ・ 国立がん研究センター研究開発費による成果であることが記載されているもの

- ・ 国立がん研究センター研究開発費による成果であることが記載はないが、関連するもの

[illegible]

(書籍)

[illegible]

(知的財産権)

[illegible]

(政策提言 (寄与した指針等))

(その他)

第2年次

(雜誌論文)

- ・ 国立がん研究センター研究開発費による成果であることが記載されているもの



- ・ 国立がん研究センター研究開発費による成果であることが記載はないが、関連するもの

(書籍)

作成日 平成●●年●●月●●日

[illegible]

(千円)

(別紙2-B-1)

作成日 : 平成●●年●●月●●日

主任研究者事務連絡担当者登録票

課題番号	**A**
主任研究者名	●● ●●

主任研究者	内線番号	****
	PHS番号	****
	E-mail	●●●●●@ncc.go.jp

事務担当者	所属部署	●●●●部●●●科
	職名	●●●
	氏名	●● ●●
	内線番号	****
	PHS番号	****
	e-mail	●●●●●@ncc.go.jp

(注)事務担当者が複数名の場合は、事務担当者欄をコピーし記入して下さい。
事務担当者に変更となった場合は速やかに連絡をお願いします。

作成日 : 平成●●年●●月●●日

外部分担研究者事務連絡担当者登録票

課題番号	●●-A-●●
別紙2-A(通し)番号	** *別紙2-AのA列に記載している番号を記載してください。
分担研究者名	●● ●●
所属機関	●●●大学●●●●科

分担研究者	電話	** - **** - ****
	内線	****
	e-mail	●●●●●@ncc.go.jp

事務担当者	所属部署	●●●●部●●●科
	職名	●●●
	氏名	●● ●●
	電話	** - **** - ****
	内線	****
	E-mail	●●●●●@ncc.go.jp

契約担当者	所属部署	●●●課
	職名	●●
	氏名	●● ●●
	電話	** - **** - ****
	内線	****
	E-mail	●●●●●@●●●●●●
	住所	(〒)●●●-●●●● ●●県●●●市●●●●●*-*-*

経理担当者	所属部署	●●●課
	職名	●●
	氏名	●● ●●
	電話	** - **** - ****
	内線	****
	E-mail	●●●●●@●●●●●●

(注) 外部機関所属の分担研究者ごとに作成して下さい。

作成にあたっては、平成29年4月1日以降のご担当者を記入してください。

担当者が変更となった場合は速やかに連絡をお願いします。

※提出は主任研究者宛にお願いいたします。

(別紙 2-C)

平成●●年●●月●●日

↑誓約日を記載して下さい

誓 約 書

国立研究開発法人
国立がん研究センター理事長 殿

私は、国立がん研究センター研究開発費による研究事業を受託するにあたり、国立がん研究センター研究開発費事務処理要領等をよく読み、内容を理解しました。

また、私は国立がん研究センター研究開発費による研究事業への参加条件を満たしていることを申告いたします。

今後、これらを遵守するとともに、これらにおいて理解できない点が生じた場合は国立がん研究センターに照会して疑問を解決するなど、研究開発費の適正な取り扱いに努めます。

上記、誓約いたします。

課 題 番 号 ●●-A-●●

所属機関部局 ●●大学●●研究科

職 名 ●●長

氏 名 ●● ●●



↑

本人印を押印
(シャチハタ不可・認印 OK)

※提出は主任研究者宛にお願いいたします。

国立がん研究センター研究開発費 研究者変更申請書

平成 年 月 日

国立研究開発法人

国立がん研究センター 理事長 殿

主任研究者

所属施設

氏 名

印

平成 年度 国立がん研究センター
研究開発費について、 研究者を下記の通り変更したいので、
ご承認ください。

記

1. 研究課題

課題番号

主任課題名

分担課題名

2. 変更内容

区 分	氏 名	所属施設名・職名
旧 研究者		
新 研究者		

3. 変更年月日

平成 年 月 日

4. 変更理由

5. その他参考事項

6. 添付書類

- ☐ 様式2 別紙2-A（新研究者追記済のもの）
☐ 旧研究者：収支決算報告書・収支簿等
☐ 新研究者（外部施設所属の場合のみ）：様式2 別紙2-B-2、別紙2-C

国立がん研究センター研究開発費 研究者所属施設変更届

平成 年 月 日

国立研究開発法人

国立がん研究センター 理事長 殿

主任研究者

所属施設

氏 名

印

平成 年度 国立がん研究センター
研究開発費について、研究者の所属施設が下記の通り変更された
ので、届出致します。

記

1. 研究者名

2. 研究課題

課題番号

主任課題名

分担課題名

3. 変更内容

区 分	所属施設	職名
変更前		
変更後		

4. 変更年月日

平成 年 月 日

5. 添付書類

- ☐ 様式2 別紙2-A（変更後のもの）
☐ 変更後の所属が確認できる公的書類（辞令の写し等）
☐ 収支決算報告書・収支簿等

国立がん研究センター研究開発費 研究者研究終了届

平成 年 月 日

国立研究開発法人

国立がん研究センター 理事長 殿

主任研究者

所属施設

氏 名

印

平成 年度 国立がん研究センター
研究開発費について、 下記の通り、 分担 研究者が研究を終了
するため届け出致します。

記

1. 研究課題

課題番号

主任課題名

分担課題名

2. 終了内容

区 分	氏 名	所属施設名・職名
分担 研究者		

3. 終了年月日

平成 年 月 日

4. 終了理由

5. その他参考事項

6. 添付書類

- ☐ 様式2 別紙2-A (変更後のもの)
☐ 収支決算報告書・収支簿等

国立がん研究センター研究開発費 研究者追加申請書

平成 年 月 日

国立研究開発法人

国立がん研究センター 理事長 殿

主任研究者

所属施設

氏 名

印

平成 年度 国立がん研究センター
研究開発費について、下記の通り、
を新たに追加した
いので、ご承認ください。

記

1. 研究課題

課題番号

主任課題名

分担課題名

2. 追加内容

区 分	氏 名	所属施設名・職名

3. 追加理由

4. その他参考事項

5. 添付書類

- ☐ 様式2 別紙2-A（研究者追記済のもの）
☐ 外部施設所属の場合のみ：様式2 別紙2-B-2、別紙2-C

国立がん研究センター研究開発費 配分予定額変更申請書

平成 年 月 日

国立研究開発法人

国立がん研究センター 理事長 殿

主任研究者

所属施設

氏 名

印

平成 年度 国立がん研究センター
研究開発費について、 分担研究者の配分予定額を下記の通り
変更したいので、ご承認ください。

記

1. 研究課題

課題番号

主任課題名

配分額(班全体)

(千円)

内変更額

0 (千円)

2. 変更内容

(単位：千円)

区 分	研 究 者 名	所 属 施 設 ・ 職 名	変更前配分額		変更後配分額
				→	
				→	
				→	
				→	
計			0	=	0

3. 変更理由・および変更による事業計画の変更

4. その他参考事項

5. 添付書類

☐ 様式2 (5. 研究経費他関連箇所修正・追記済のもの)

国立がん研究センター研究開発費 研究経費割合変更申請書

平成 年 月 日

国立研究開発法人

国立がん研究センター 理事長 殿

主任研究者

所属施設

氏 名

印

平成 年度 国立がん研究センター
研究開発費について、研究経費割合（費目の内訳）を下記の通り
変更したいので、ご承認ください。

記

1. 研究課題

課題番号

主任課題名

2. 変更内容

(変更前)

(単位：千円)

研究経費	備品費	消耗品費	人件費	謝金	旅費	その他	委託費
0							

(変更後)

研究経費	備品費	消耗品費	人件費	謝金	旅費	その他	委託費
0							

(申請対象額) (比較増減額)

研究経費×30%	備品費	消耗品費	人件費	謝金	旅費	その他	委託費
±0	0	0	0	0	0	0	0

3. 変更理由・および変更による事業計画の変更

4. その他参考事項

5. 添付書類

☐ 様式2 (5. 研究経費他関連箇所修正・追記済のもの)

国立がん研究センター研究開発費 配分額繰越申請書

平成 年 月 日

国立研究開発法人

国立がん研究センター 理事長 殿

主任研究者

所属施設

氏 名

印

平成 年度 国立がん研究センター 研究開発費について、 研究者の研究経費の一部を下記の通り、
繰越申請いたしますので、ご承認ください。

記

1. 研究課題

課題番号

(年計画 年目)

主任課題名

配分額(班全体)

(円)

繰越希望額

0

(円)

2. 変更内容

(単位：円)

区 分	研 究 者 名	所 属 施 設 ・ 職 名	配 分 額	現執行額	繰越希望額	印
					0	

3. 繰越を要する事情及び諸条件の影響や状況変化等の発生時期

4. 現在の研究計画に対する進捗と執行状況

5. 添付書類

☐ 様式2 (5. 研究経費他関連箇所修正・追記済のもの)

収支決算報告書作成要領

【1】・【2】について期日厳守で担当部署への提出をお願いします。

【提出書類1】 国立がん研究センター研究開発費事務局宛

電子媒体：kaihatsuhi@ml.res.ncc.go.jp 紙媒体：メールボックスまたは築地管理棟2階

書類の入力作業を簡略化する目的で書式を見直しました。作成にあたっては、本日書類を必ず使用してください。

各シートで共通の入力項目に関して、入力元となるデータは「2. 収支決算報告書」で設定しています。

また、各シートとも「表内の緑色セルに必要事項を記載すると、白色セルは自動計算され表示」されます。

《作業手順：3（取り纏め）→2（作成）→1（確認）→0（作成）→4（必要に応じて作成）》 *数字は下表番号です。

	番号	提出書類	書類の種類	部数	備考	提出期日		提出前 チェック
						電子媒体 (事務局 確認済)	紙媒体 (押印済)	
必須	1	収支決算報告書（総括）	原本	1部	各セルに自動表示された内容を確認。	研究終了後収支簿 確定次第、または、平成 30年5月31日のい ずれか	事務局より受領連 絡後	☐
必須	2	収支決算報告書（別紙-報告内訳書）	原本	1部	他シートのリンク元。			☐
必須	3	収支決算報告書（主任・分担研究者分）	原本	各1部	外部施設所属研究者を含む研究費配分ありの研究 者分提出必須。			☐
任意	4	備品一覧	原本	1部	「2. 収支決算報告書（別紙-報告内訳書）」に計 上している備品費全項目について記載すること。			☐
必須	0	返金届書	原本	1部	返金額0円の場合でも提出すること。			☐

【提出書類2】 国立がん研究センター研究開発費事務局（築地）または 研究業務係（柏）宛

	番号	提出書類	書類の種類	部数	備考	提出期日	提出前 チェック
必須	1	収支簿・証拠書類	原本/写し * 外部施設 所属研究者 のみ	各1式	【提出先】 ・ 築地所属主任研究者→研究開発費事務局（築地） ・ 柏 所属主任研究者→研究業務係（柏）	研究終了後収支簿確 定次第、または、平 成30年5月31日のい ずれか	☐

収 支 決 算 報 告 書

平成30年 年 日

国立研究開発法人
国立がん研究センター 理事長 殿

所属施設 0
氏 名 0 印

平成 28 年度国立がん研究センター研究開発費について、下記の通り収支決算を行ったことを報告いたします。

記

(研究課題)

課題番号 0

主任課題名 0

(研究経費)

研究経費 (a)	支 出 費 内 訳								過不足額
	備品費	消耗品費	人件費	謝金	旅費	その他	委託費	合計 (b)	(a - b) = (c)
円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0

不 足 分 内 訳		繰越額	返金額	確定額
預金利息	自己資金		(c + d + e - f) = (g)	(a - f - g) = (a')
(d)	(e)	(f)	(g)	(a')
円 0	円 0	円 0	円 0	円 0

平成29年度国立がん研究センター研究開発費収支決算報告内訳

課題番号		研究課題名									研究期間					
主任研究者		所属施設名									研究経費 (円)	¥0				
氏名	所属施設	配分額 (a)	支出費内訳								過不足額 (a - b) = (c)	不足分内訳		繰越額 (f)	返金額 (c + d + e - f) = (g)	確定額 = (a - f - g) (a')
			備品費	消耗品費	人件費	謝金	旅費	その他	委託費	計 (b)		預金利息 (d)	自己資金 (e)			
(主任研究者)										0	0				0	0
(分担研究者)										0	0				0	0
										0	0				0	0
										0	0				0	0
										0	0				0	0
										0	0				0	0
										0	0				0	0
										0	0				0	0
										0	0				0	0
										0	0				0	0
										0	0				0	0
										0	0				0	0
										0	0				0	0
										0	0				0	0
										0	0				0	0
										0	0				0	0
										0	0				0	0
	合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

収 支 決 算 報 告 書

所属研究機関
研究者 氏 名



平成29年 月 日

国立がん研究センター理事長 殿

課題番号 :

課題名 :

分担課題名 :

について、収支決算をしたので関係書類を添えて次のとおり報告いたします。

収 支 決 算 報 告 書

交付を受けた金額	支 出 費 内 訳								※ 過不足 (△) 額
	備品費	消耗品費	人件費	謝金	旅費	その他	委託費	合 計	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※不足額内訳 預金利息 0円

自己資金 0円

平成29年度 国立がん研究センター研究開発費により購入・賃借した備品一覧表

課題番号：0

所属施設名：0

主任研究者氏名：0

項番	品名	メーカー名	モデル名	税込額（円）	数量	賃借 有無	納品年月日	保管場所	保管責任者	
									氏名	所属施設
			総額	0						

返 金 届 書

平成 30年 月 日

国立研究開発法人

国立がん研究センター 理事長 殿

主任研究者

所属施設 0

氏 名 0

印

I (課題番号) 0

II (研究課題名) 0

III 返金の有無

☐ 返金無し

☐ 返金有り

番号	氏名	所属機関	所 属 施 設 名 称	配 分 額	返 金 額
					0
				(1) 築地キャンパス	0
				(2) 柏キャンパス	0
				(3) 外部所属	0
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					